

行政機関等における特定個人情報保護評価の実施見込み等

平成 26 年 10 月 31 日付け特個第 434 号で、行政機関及び独立行政法人等を対象とし、特定個人情報保護評価の実施見込み(初回の評価実施時期及び評価対象事務数)について照会を行った。その概要は以下のとおりである。

①初回の評価実施時期

(評価実施機関別)	評価実施時期						合計
	平成 26 年度		平成 27 年度		未定	義務無し	
	～12 月	1～3 月	4～6 月	7 月～			
府省庁	1	2	1	1	—	24	29
独立行政法人	—	—	—	3	8	87	98
国立大学法人	—	—	—	—	45	41	86
その他(※)	—	—	—	—	5	12	17
総計	1	2	1	4	58	164	230

②評価実施対象事務数(しきい値判断により実施が義務付けられる事務数)

	事務数	全項目	重点項目	基礎項目
府省庁	11(5)	9(5)	—(-)	2(1)
独立行政法人	16(5)	11(4)	—(-)	5(2)
国立大学法人	3(2)	—(-)	—(-)	3(2)
その他(※)	2(2)	—(-)	—(-)	2(2)
総計	32(14)	20(9)	—(-)	12(7)

()内は機関数。重複があるため、各項目の和は全体より大きい。

③評価実施対象事務数(任意でしきい値判断より上位の種類の評価を実施する事務数)

	全体	全項目			重点項目		基礎項目
		重点→ 全項目	基礎項目 →全項目	対象外→ 全項目	基礎項目→ 重点項目	対象外→ 重点項目	対象外→ 基礎項目
府省庁	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)
独立行政法人	1(1)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	1(1)
国立大学法人	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)
その他(※)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)
総計	1(1)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	—(-)	1(1)

()内は機関数。

④評価実施対象事務数の分布状況

	全体	府省庁	独立行政法人	国立大学法人	その他(※)
0	164	24	87	41	12
1	9	3	3	1	2
2	2	1	—	1	—
3	—	—	—	—	—
4	2	—	2	—	—
5	—	—	—	—	—
6	2	1	1	—	—
未定	51	—	5	43	3
合計	230	29	98	86	17

※ その他とは、独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項の独立行政法人等のうち、独立行政法人及び国立大学法人を除いたものをいう。